住みなれた地域で、健やかに暮らすために

看護小規模多機能型居宅介護事業所
まるごとケアの家
あいさん家（ち） 紹介

事業所の紹介

概要

事業者名：株式会社悠愛
　看護小規模多機能型居宅介護
　　まるごとケアの家
　　あいさん家
管理者：望月　栄司
住所：〒321-0632
　栃木県那須烏山市神長422-1
　TEL：0287-83-8228
　FAX0287-83-8222
設立年月日：令和1年11月1日
利用者定員：登録者数　29名
　　通い定員　15名（最高18人まで）
　　泊まり定員　5名　（最高9人まで）

利用条件

利用対象者：要介護1～要介護5

利用者住所：那須烏山市に住所がある方

（その他の地域の方はご相談下さい）

登録可能エリア

管理者の紹介

氏名:望月栄司

役職:管理者

プロフィール

・出身地:静岡県

・住まい:大田原市
　栃木県に来て初めて「しもつかれ」を見てビックリしました。

・家族構成:独身
　独身ですが彼女はいます。

・趣味:キッチンカーのうまいもの巡り
　花文字を描いてもらう

・好きな物:珈琲・ラーメン

・将来の夢
　宝くじを当てて職員やご利用者に配ること

・経歴:デイサービスや老健など10年以上関東で武者修行してきた。令和1年にあいさん家に就職して、令和4年に管理者となった。

事業所の紹介

Better Care 2022 春号

消防に協力

下野新聞に掲載（2020.5.6）

下野新聞に掲載（2021.4.7）

読売新聞に掲載（2016.3.10）

事業所の見取り図

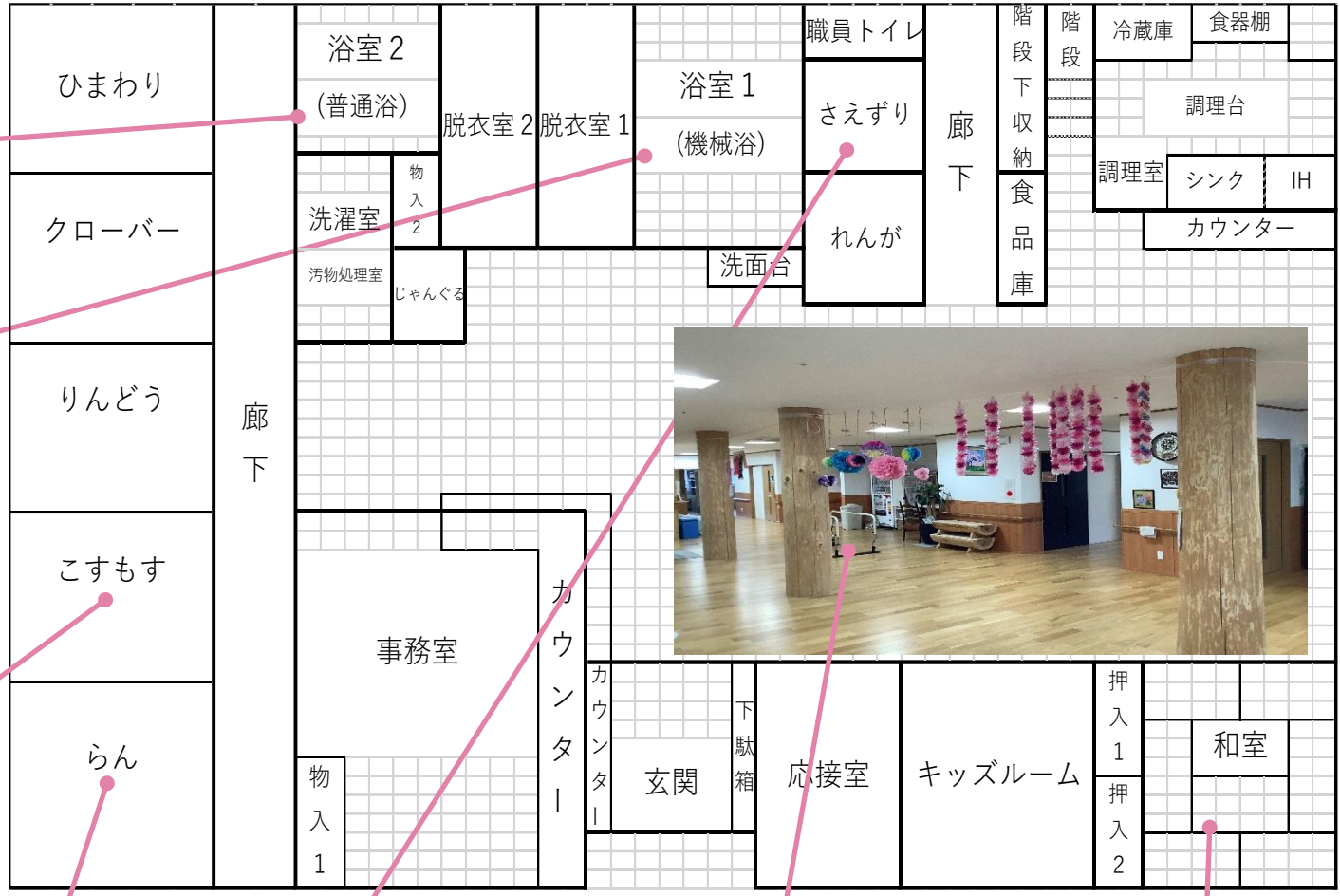
ひまわり
クローバー
りんどう
こすもす
らん
廊下
浴室２
（普通浴）
洗濯室
物入２
汚物処理室
じゃんぐる
脱衣室２
脱衣室１
浴室１
（機械浴）
職員トイレ
さえずり
れんが
洗面台
廊下
階段下収納
食品庫
階段
冷蔵庫
食器棚
調理台
調理室
シンク
IH
カウンター
事務室
物入１
カウンター
カウンター
玄関
下駄箱
応接室
キッズルーム
押入１
押入２
和室

事業所の紹介

食事の様子

青空ランチ

食事内容

車椅子への移乗

交流活動

手工芸作成

レクリエーション

訪問看護・介護

訪問リハビリ

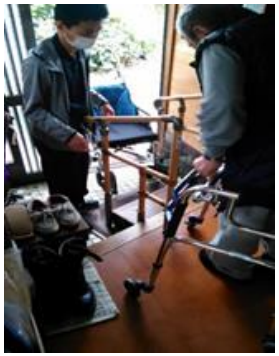

あいさん家の特徴・職員紹介

通い（デイサービス） 泊り（ショートステイ）	• 全室個室対応 • 入浴時　毎回湯の入れ替えをしています。 • 24時間面会可能
訪問看護・訪問介護	• 医師の指示のもと看護師・ケアスタッフが訪問してご本人やご家族が安心して安全に療養生活が送れるように支援します。 （健康状態の確認・入浴など日常生活の支援・医療的処置など）
医療依存度が高い利用者様への対応	• 医療機器を装着した人や医療依存度が高い人、状態変化が予想される終末期の人を積極的に受け入れます。 • 退院直後でまだ自宅生活に不安のある方や短期間の宿泊（レスパイト）も受け入れも行います。
リハビリニーズへの対応	• 通いでも自宅でもリハビリが受けられます。 • （理学療法士２名・作業療法士１名）

イベント風景

クリスマス会

クリスマスソング披露

参拝

豆まき

外出支援

外出支援②

七夕

お雛様食

お花見

費用目安について(介護保険適用分)

※2021年4月1日時点

利用者の要介護度に応じた基本サービス費用

(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

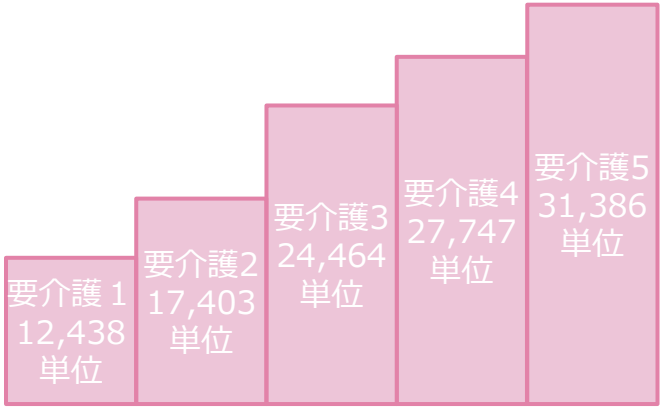

(2)同一建物居住者に対して行う場合

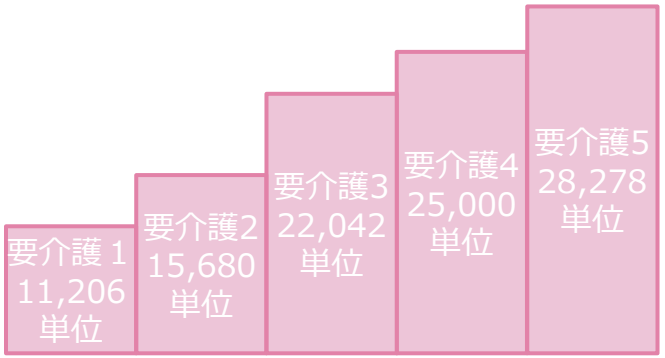

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算

- 初期加算(30単位/日)
  ※登録日から30以内のサービス提供
- 認知症加算
  (Ⅰ：800単位/月、Ⅱ：500単位/月)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
  (200単位/日)(7日間を限度)
- 若年性認知症利用者受入加算
  (800単位/月)
- 栄養アセスメント加算(50単位/月)
- 栄養改善加算(200単位/回)
  (月２回を限度)
- 口腔・栄養スクリーニング加算
  (Ⅰ：20単位/月、Ⅱ：５単位/月)
  (6か月に１回)
- 口腔機能向上加算
  (Ⅰ：150単位/1回、Ⅱ：160単位/1回)
  (月２回を限度)
- 退院時共同指導加算(600単位/1回)
- 緊急時訪問看護加算(574単位/月)
- 特別管理加算
  (Ⅰ：500単位/月、Ⅱ：250単位/月)
- ターミナルケア加算(2000単位/月)
- 看護体制強化加算
  (Ⅰ：3000単位/月、Ⅱ：2500単位/月)
- 訪問体制強化加算(1000単位/月)
- 総合マネジメント体制強化加算(1000単位/月)
- 褥瘡マネジメント加算
  (Ⅰ：３単位/月、Ⅱ：13単位/月)
- 排せつ支援加算(Ⅰ：１０単位/月、Ⅱ：15単位/月、Ⅲ：２０単位/月)
- 科学的介護推進体制加算(40単位/月)
- サービス提供体制強化加算
  ・介護福祉士4割以上または常勤職員6割以上、勤続7年以上が3割以上：750単位
  ・介護福祉士5割以上：640単位
  ・介護福祉士7割以上または勤続10年以上介護福祉士2.5割以上：350単位
- 介護職員処遇改善加算
  (Ⅰ)10.2%(Ⅱ)7.4%(Ⅲ)4.1%
  介護職員等特定処遇改善加算
  (Ⅰ)1.5%(Ⅱ)1.2%
- 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算
  (＋15%/月)
- 中山間地域等における小規模事業所加算
  (＋10%/月)
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
  (+5%/月)

(注)点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

費用目安について(介護保険適用分)

※2021年4月1日時点

利用者の要介護度に応じた基本サービス費用(再掲)

(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

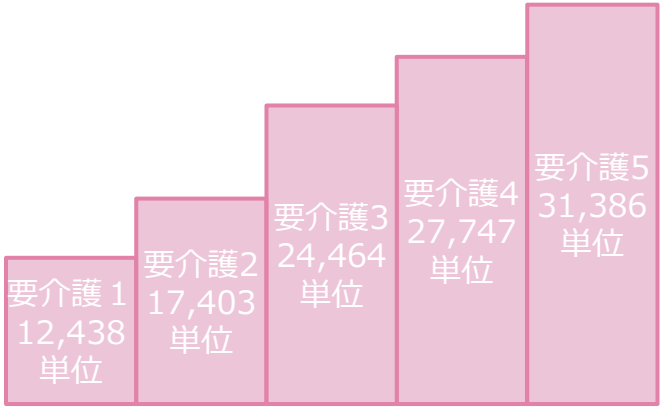

(2)同一建物居住者に対して行う場合

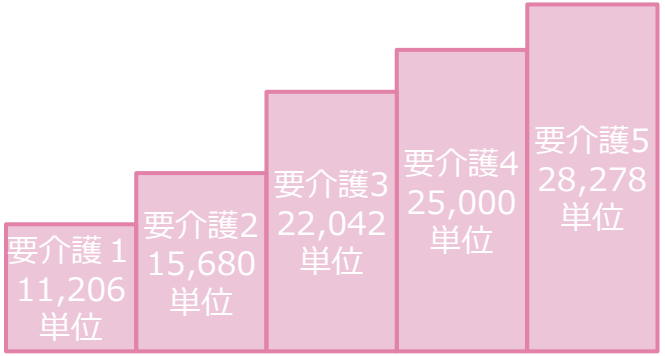

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な減算

- 登録者数が登録定員を超える場合
(×70%/月)
- 従業員の員数が基準に満たない場合
(×70%/月)
- 過少サービスに対する減算
(×70%/月)
- サテライト体制未整備減算
(×97%/月)
- 訪問看護体制減算
(▲925単位/月～　▲2914単位/月)
- 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算
(▲925単位/月～▲2914単位/月)
- 特別指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算
((▲30単位/日～▲95単位/日)×指示日数)

費用目安について（介護保険適用外）

保険適用外サービス

- 朝食
  （500円/回）
- 昼食
  （700円/回）
- 夕食
  （600円/回）
- 宿泊費（ひまわり～こすもす）
  （2800円/回）
- 宿泊費（特別室：らん）
  （2800円/回）
- 洗濯費（タオル持参の場合は半額）
  （700円/回）
- 日中個室利用料（ひまわり～こすもす）
  （500円/回）
- 日中個室利用料（特別室：らん）
  （600円/回）

その他

- おしりふき
  （400円/個）
- スポンジブラシ（20本入り）
  （400円/個）
- BOXティッシュ
  （100円/個）
- とろみ剤（100ｇボトル付き）
  （600円/個）

事例紹介①

利用者さまの夢をかなえる　あいさん家

令和2年３月に右股関節の手術
退院時の時は
　　要介護5でした。

リハビリの目標は
　　「車の運転をする！」

令和２年１０月から１年間リハビリを行い、本人の夢である車の運転ができる様になりました！

　　要介護１になりました！

支援内容：
リハビリ（週３回）
・玄関に置き型手すりの設置
・階段昇降を指導
・右足装具（短下肢装具）の作成
・乗車訓練（家族が同乗）
　　など

事例紹介①　費用目安について

①要介護3　②酸素吸入あり　③通いｘ毎週３日　④泊りｘ毎週２泊３日
⑤毎回入浴　●自己負担1割　●自己負担額 総額 10万円程度

介護給付費(月額報酬)

①基本料金（要介護３）24,464円

②特別管理加算Ⅱ　250円

＊別途　個別で加算されるものがあります

緊急時訪問看護加算　574円

看護体制強化加算Ⅱ　2,500円

訪問体制強化加算　1,000円

総合マネジメント体制強化加算　1,000円

サービス提供体制加算Ⅱ　640円

処遇改善加算Ⅰ
介護報酬総単位数の10.2%

特定処遇改善加算Ⅰ
介護報酬総単位数の1.5%

保険適用外サービス

④朝食
（500円ｘ8回）　4,000円

③昼食
（700円ｘ24回）　16,800円

④夕食
（600円ｘ8回）　4,800円

③④洗濯費
（350円ｘ24回）　8,400円

④TV利用料
（100円ｘ12回）　1,200円

④宿泊費
（2,800円ｘ12回）　33,600円

その他

おむつ代
（必要分）

人員配置基準　①日中と夜間・深夜の人員配置

	日中の人員配置	夜間・深夜の人員配置
看多機事業所	**通い** 常勤換算で利用者3名に対し職員が1名以上配置(*1以上は看護職員) 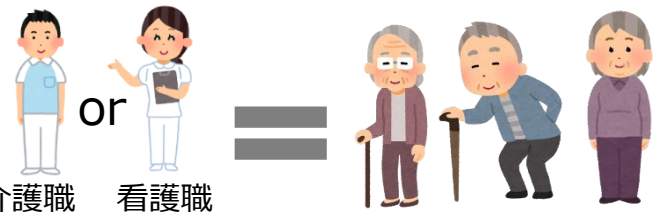 	**泊まり** **夜勤**　時間帯を通して職員が1名以上配置 **宿直**　時間帯を通して職員が1名以上配置 (自宅待機でも可)
訪問	常勤換算で職員が2名以上 (*1以上は、看護職員) 利用者宅	家族・利用者からの緊急連絡があった場合に以下対応 ・電話対応 ・緊急駆けつけ ・主治医への連絡 利用者宅

*看護職員は、「通い」と「訪問」の営業時間帯のどこかに、各１名以上配置

人員配置基準　②その他

項目	基準
看護職員	• 常勤換算で2.5人以上(1以上は常勤の看護師又は保健師)
介護支援専門員	• 配置が必要(兼務、非常勤可) ※看多機サービス利用前から担当のケアマネージャーがいる場合には交代
管理者	• 専従かつ常勤で配置 • 看護師もしくは保健師、または3 年以上の認知症介護経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者

設備・立地基準

項目		基準
事業所		居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等
居間・食堂		機能を十分に発揮しうる適当な広さ
宿泊室	個室	■定 員：1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2人 ■床面積：7.43㎡以上 ※病院又は診療所の場合*6.4㎡
宿泊室	個室以外	■床面積：7.43㎡×(宿泊サービス利用定員－個室の定員)以上 ■構 造：プライバシーが確保されたもの
立地		利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域等

運営推進会議の概要

項目	概要
構成員	• 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者 ※ 介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等） ※ 有識者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等も含め、そのサービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べることができる者
開催頻度	• 概ね２月に１回以上
会議の内容	• 事業者は、サービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける
記録の作成と公表	• 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表（事業者の義務）